

- ② 教科書選定協議会（以下「協議会」という）の運営方針
- 1 選定の一般方針

小，中学校とも，昨年度に選定した教科書は継続して選定するものとする。

ただし，新版および特に必要のある場合はこの限りでない。
 - 2 協議会の組織
 - (1) 協議会は，郡市教育委員会連絡協議会の代表および校長，教諭よりなる若干名の委員をもって組織する。
 - (2) 協議会のもとに，必要に応じ教科ごとの専門委員会を設ける。
 - (3) 専門委員会を設ける場合，この委員会は，校長，教諭，学識経験者等よりなる数名の専門委員をもって組織する。
 - (4) 専門委員は，各教科の専門的な識見にすぐれているとともに，特に公正な人物をもってあてるように留意する。
 - ③ 選定の手順
 - (1) 協議会は，現場の教職員の希望が反映するようにつとめ，また必要に応じ，小学校については昭和36年度，中学校については昭和37年度使用教科書研究資料を参考にするとともに，県教育委員会の指導助言をもとめる。
 - (2) 推薦教科が前年度と同じ場合，協議会は，その旨郡市教育委員会連絡協議会に報告する。
 - (3) 必要に応じ教科ごとに専門委員会を設けた場合協議会は，専門委員会の答申に基づき，各教科について1種類ないし数種類の教科書を選定し，選定した教科書の発行者の番号，略称，教科書の記号，番号，書名，著作名を記載して，郡市教育委員会連絡協議会に報告する。
 - ④ 協議会の秘密の保持協議会の委員，専門委員は正当の理由がなく協議会の審議の経過，または委員の意見をもらさないように留意する。
- 備考
- 1 一般方針の「2」の事項は，7月17日までに行なうこと。
 - 2 一般方針の「4」の事項は，7月27日までに行なうこと。
- (2) 教科書展示会
- 教科書展示会は7月1日から10日までの10日間県下16カ所において開催された。
- 展示会場は原則として教科書センターをあてることにしたが，会場のごつごうで，センター所在地の適当な場所を会場にあてた。
- 会期中の利用者は，教職員その他を含めて3,619名であった。